豊中市立西丘こども園外５園建替え等工事
設計施工一括発注業務公募型プロポーザル募集要項

１．募集の主旨

豊中市（以下「本市」という。）では、現在25園の公立こども園で保育を実施しているところですが、地域と連携した子育ち・子育て支援を推進するとともに教育・保育内容の充実・確立をめざす「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画（平成30年（2018年）9月策定）（以下「夢プラン」という。）を着実に進めることから、将来予測される児童数の推移・変動を見据え、地域ごとの特性に応じた園舎計画や取り組み、スケジュール等を示すため、「公立こども園再整備計画（前期）」（以下「前期計画」という。）を策定しました（令和2年（2020年）1月策定）。

夢プランでは、市内に配置する公立こども園を17園とし、今後10年間で再整備を行っていく予定としています。また、前期計画では、こども園については、老朽化の状況や調理室の有無、周辺地域の状況等に応じて、段階的に整備していく必要があるため、前期計画対象園として6園（西丘、原田、東丘、てしま、てらうち、とねやま）の整備方針（建替え、改修など）を示しています。

再整備にあたっては、公立こども園の４つの機能（ベンチマーク機能、人材育成機能、セーフティネット機能、地域子育て支援拠点機能）を十分に果たしながら、老朽化施設を計画的に解消し、安心・安全で快適な教育・保育環境を整えることに加えて、子どもたちが自分らしく健やかに過ごせるとともに、多様化する保育ニーズに対応し、将来に向けて質の高い教育・保育サービスを提供できる施設づくりをめざします。

また、周辺環境への配慮や新型コロナウイルス感染症の拡大防止など社会状況の変化にも対応していく必要があると考えます。

このことから、本募集要項では、教育・保育の推進に寄与する施設として、質の確保のために必要な環境づくりを図ることを目的とし、前期計画対象園６園の整備を進めていくための必要な事項を記載することとします。

こども園の建替え等工事にあたっては、品質の確保、コスト縮減及び工期短縮等を勘案し、設計施工業務を一括して発注するものとし、公募型プロポーザルを実施します。

２．公立こども園のめざすべき姿

（１）公立こども園の4つの機能

公立こども園は、子どもたちの健やかな育ちや子育てする保護者を下支えしているという意識を持ち、在園の有無を問わず子育てに関わる相談を幅広く丁寧に受け、子育て支援につなげる実践を積み重ね、より一層子育て支援の力を高める必要があります。

以下の（ア）から（エ）に示す4つの機能を果たすことにより、「こどもすこやか育みプラン・とよなか」で掲げる基本理念「すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社

会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか」の実現を図ることとしています。

（ア）ベンチマーク機能

民間就学前施設に対して保育内容の一層の向上を図り発信する。

（イ）人材育成機能

保育者の育成を通じて保育内容の充実を図る。

（ウ）セーフティネット機能

児童虐待や障害児保育など困難を抱えている家庭を支援する。

（エ）地域子育て支援拠点機能

公立こども園に在籍していない家庭への支援の拠点となり、子育て環境を整える。

公立こども園の4つの機能

地域子育て支援拠点機能
（家庭支援の拠点となり子育て環境を整える）

◆地域特性に応じた支援の展開
　◇アウトリーチ型事業との連携で孤立防止
◆地域の力で支援を充実
　◇ネットワークの強化
　◇子育てサークルの育成

ベンチマーク機能
（保育内容の一層の向上を図り発信する）

◆教育・保育課程編成要領を発信
　◇公開保育・こども園と小学校の連携
　◇民間園との合同職員研修
◆評価のしくみの確立と実践による普及

人材育成機能
（保育者の育成を通じて保育内容の充実を図る）

◆新たな課題の研究と研修によるスキルアップ
　◇公開保育・研究発表・研修内容の充実
◆人権保育の実践と発信

セーフティネット機能
（困難を抱えている家庭を支援する）

◆児童虐待防止や障害児保育等の支援推進
　◇受け皿の確保
　◇相談機能の強化
　　（支援機関に適切につなぐ）

（２）整備に関する基本方針

公立こども園は、就学前の子どもに教育・保育を提供し、子どもの成長にとって大切な時間を過ごす場であるとともに、地域における子育て支援を行う場でもあります。

公立こども園の４つの機能を踏まえ、ワークショップで出た意見や他市町村の事例、避難拠点、教育・保育の現状や保護者のニーズ、地域との連携などを踏まえて、<u>**以下の6項目を整備**</u>

ポイントとして再整備計画を検討するものとし、前期計画で示す市の基本方針の実現に向けて取組みを進めることとしています。

なお、市の基本方針については、前期計画３ページ～９ページを参照してください。

【整備のポイント】

（１）子どもの成長・個性にあった教育・保育の場

外で思いっきり遊ぶ子ども、絵本を読んで想像の翼を広げる子どもなど、子どもの自主性を尊重し、思い思いにこども園での生活を楽しめるようにします。

（２）年齢を超えた子ども同士の交流の場

年齢の異なる友達と一緒にごはんを食べたり、遊んだり、こども園でこそできる経験を経て、相手を思いやるこころを育てます。

（３）いのちを感じる空間

生き物を育てること、畑で作物を育て、収穫・調理を経て食事をすること、さまざまないのちに触れ、大切に思うこころを育てます。

（４）安全・安心の場

どこにいても大人の目が行き届き、子どもが見守られながら安心して遊べる空間とします。

（５）地域の子どもの支援の場

地域の子育て支援の拠点として、一時預かりやワークショップなど、保護者や地域の人々にとって利用しやすい場所とします。

（６）教育・保育を向上し合える場

園舎内の移動や設備など、職員が働きやすい環境を整備することで、効率的な運営ができ、他のこども園と連携して教育・保育の内容を向上していきます。

３．こども園建替え等工事方針

（１）大阪府福祉のまちづくり条例に基づくエレベーター（11人乗り）を設置する。

（２）子育て支援のための部屋を設ける。

（３）敷地条件に配慮して駐車場及び駐輪場を確保する。

（４）多目的に使えるスペースを設ける。

（５）部屋をフレキシブルに使えるように可能な限り可動間仕切りを設ける。

（６）適切な大きさの収納スペースを設ける。

（７）既設のこども園を運営しながらの工事とする。（給食調理室は工事期間のみ閉鎖）

（８）長寿命化に寄与する建替え等工事とする。

（９）共用部の環境を改善し、冬季の寒さや鳥害を防ぐため、外部廊下を内部廊下にする。

（１０）前期計画で整備方針を増築＋改修としている園舎（原田こども園、てらうちこども園、てしまこども園）については、全面大規模改修とする。

４．業務の概要

（１）業務名：豊中市立西丘こども園外５園建替え等工事設計施工一括発注業務

（２）業務の内容：

- 基本設計、実施設計業務、各種申請業務
- 基本設計、実施設計業務にかかる各種説明会、会議への支援業務
- 本工事に関する工事監理業務
- 要求水準書に記載の施工業務
- その他要求水準書による業務

（３）募集方式：公募型プロポーザル方式

（４）履行期間：契約日から令和８年（２０２６年）3月３１日（火）

（５）業務限度額：４,２００,６５８,０００円（消費税込）

令和３年度（２０２１年度）	支払い限度額	７９,０６４,０００円	（消費税込）
令和４年度（２０２２年度）	支払い限度額	８１４,９４７,０００円	（消費税込）
令和５年度（２０２３年度）	支払い限度額	２,２６４,８２１,０００円	（消費税込）
令和６年度（２０２４年度）	支払い限度額	７６８,５１１,０００円	（消費税込）
令和７年度（２０２５年度）	支払い限度額	２７３,３１５,０００円	（消費税込）

（６）その他：豊中市立西丘こども園外５園建替え等工事設計施工一括発注業務要求水準書（建替え編）及び（改修編）（以下「要求水準書」という）のとおり

（７）事務局：豊中市財務部施設課
〒561－8501　豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市役所第二庁舎５階
電話：06-6858-2407　FAX：06-4865-6157
E-mail：shisetsu-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

５．応募資格

本募集への応募資格については、次に定めるとおりとします。ただし、応募申込後、本資格を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

（１）応募者の構成

（ア）　応募者は、設計業務、工事監理業務、又は施工業務を行うことができる本市に本店を置く企業を３者以上含んだ複数の者で構成される共同企業体（分担施工方式）とする。

（イ）　一共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員として同時にプロポーザルに応募することはできない。

（ウ）　応募者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、工事監理業務と施工業務を同一の者又は資本面もしくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。

（エ）　応募書類の提出期限以降の代表企業、構成員及び協力企業の変更及び追加は、応募資格の喪失の場合など本市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

（２）応募資格要件（応募者共通）

（ア）　本市から豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（イ）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（ウ）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

（エ）　本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年２月１日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（オ）　消費者（本市在住の消費者に限る。）との間で係争案件がないこと。

（カ）　役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

①破産者で復権を得ない者

②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は、執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（キ）　最近２年間の公租公課を滞納していないこと。

（ク）　労働関連法令に違反し官公署から摘発、又は、勧告等を受けていないこと。

（３）応募資格要件（業務ごと）

設計業務・工事監理業務、又は、施工業務を行う者については、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とします。なお、設計業務を行う者と工事監理業務を行う者の兼務は認めません。

（ア）設計業務・工事監理業務を行う者の応募資格要件

①建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

②本設計業務の管理技術者となる者が、一級建築士の資格を有し、設計事務所と応募書類の受付日から起算して過去３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

③設計業務を行う者においては、平成２２年４月１日以降現在まで、日本国内で実施設計を完了した幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規

定する幼稚園をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項1号に規定する保育所をいう。以下同じ。）の新築又は増築の設計実績（基本設計及び実施設計）があること。

④設計業務を行う者が平成２２年４月１日以降現在までに、日本国内で、木造の耐火建築物若しくは準耐火建築物の新築又は増築の設計実績があること。

⑤豊中市測量及び建設コンサルタント業務の建築一般の認定を受け、豊中市建設工事等入札参加者審査点数算定要領（平成１０年７月１４日制定）の規定による豊中市測量及び建設コンサルタント業務入札参加資格の建築一般の審査点数が２７０点以上であること。

（イ）施工業務を行う者（代表企業に限る）の応募資格要件

①施工業務を行う者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく「建築工事業」の特定建設業許可を有し、営業年数が５年以上であること。

②平成22年４月１日以降現在まで、延べ面積700㎡以上の公共施設又は民間保育園や民間こども園の新築、増築、大規模改修工事又は建替え工事を施工した実績があること。

③施工業務を行う者が平成２２年４月１日以降現在までに、日本国内で、木造の耐火建築物若しくは準耐火建築物の新築又は増築の施工実績があること。

④次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

・一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤施工業務を行う者及び協力企業として参加する下請企業は、建設業法に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

⑥建築工事について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（最新のもの）が1,200点以上（豊中市内に本店を有する者にあっては800点以上）であること。

⑦本工事の着工日において、現場代理人を工事現場に常駐で配置し得ること。ただし、本業務における公募の応募書類の提出日現在において、３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。

⑧本工事の着工日において、建築工事に対応する監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、本業務における公募の応募書類の提出日現在において、３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でない者であること。なお、監理技術者は現場代理人との兼務を可能とする。

（ウ）申込制限

共通の応募資格要件の規定にかかわらず、次に該当する応募者の構成員又は協力企業は、本業務に係る公募に応募することができない。

・募集要項公表日前１年以内に竣工した３千万円以上の工事に対する本市の竣工検査で、60 点未満の工事成績を取得したことがある者（公表日前１年以内に竣工した３千万円以上の工事に対する本市の竣工検査で、80 点以上の工事成績を取得したことがある者を除く。）であって、当該 60 点未満の工事成績を取得した３千万円以上の工事の竣工日から６か月（平成 24 年３月 31 日以前に公告又は指名通知を行った工事に対する竣工検査にあっては３か月）を経過していない者。

（エ）その他条件

本市内企業の育成に寄与するため、契約金額の100分の30以上の額を、下請や資材において本市において本店を置く企業から調達すること。

６．計画の概要

本業務は、前期計画対象６園の市有地に現存する園舎の建替え等工事の設計施工を行うものです。当該こども園の設計施工に関して、応募者は関係する法令に基づく基準を満たすとともに、本実施要領に定める条件を満たすことが必要となります。

（１）施設の名称及び建設予定地、

施設の名称	建設予定地	新築・改修建物引渡予定日
豊中市立西丘こども園	豊中市新千里西町2丁目2番1号	令和７年　２月２８日
豊中市立原田こども園	豊中市原田元町2丁目22番1号	令和６年　２月２８日
豊中市立東丘こども園	豊中市新千里東町2丁目6番1号	令和７年１１月２８日
豊中市立てしまこども園	豊中市曽根南町2丁目19番2号	令和７年　１月３１日
豊中市立てらうちこども園	豊中市寺内1丁目12番1号	令和６年　２月２８日
豊中市立とねやまこども園	豊中市刀根山6丁目1番15号	令和６年　２月２８日

※新築・改修建物引渡後、速やかに解体・外構等残工事を完了すること。

（２）施設種別 幼保連携型認定こども園（６園）

（３）想定人数等 下表による

【西丘こども園】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
想定人数（人）	9	20	24	40	60	60	213
保育室数（室）	1	1	1	2	2	2	9
面積/室（㎡）	60	66	60	40×2	60×2	60×2	506

【原田こども園】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
想定人数（人）	9	15	18	40	60	60	202
保育室数（室）	1	1	1	2	2	2	9
面積/室（㎡）	40	50	50	40×2	60×2	60×2	460

【東丘こども園】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
想定人数（人）	6	15	18	20	30	30	119
保育室数（室）	1	1	1	1	1	1	6
面積/室（㎡）	40	50	50	60	60	60	320

【てしまこども園】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
想定人数（人）	6	15	18	20	30	30	119
保育室数（室）	1	1	1	1	1	1	6
面積/室（㎡）	40	50	50	60	60	60	320

【てらうちこども園】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
想定人数（人）	9	15	18	30	30	30	132
保育室数（室）	1	1	1	1	1	1	6
面積/室（㎡）	40	50	50	60	60	60	320

【とねやまこども園】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
想定人数（人）	6	10	18	20	30	30	114
保育室数（室）	1	1	1	1	1	1	6
面積/室（㎡）	40	50	50	60	60	60	320

※定員の弾力化の場合も、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に適合していること。

（４）敷地概要　要求水準書による

（５）業務実施スケジュール（予定）　要求水準書による

７．プロポーザルスケジュール

令和３年　６月２５日（金）午後１時　第１次審査質問書の受付締切
令和３年　７月　２日（金）第１次審査質問書の回答公表
令和３年　７月１６日（金）午後５時　応募書類の提出期限
令和３年　８月１２日（木）第１次審査結果の通知
令和３年　８月中旬　現地見学会
令和３年　９月　３日（金）午後１時　第２次審査質問書の受付締切
令和３年　９月２９日（水）第２次審査質問書の回答公表
令和３年　１０月２２日（金）午後５時　技術提案書一式の提出期限
令和３年　１１月中旬　技術提案書のプレゼンテーション・ヒアリング（第２次審査）
令和３年　１１月下旬　優先交渉権者決定公表（優先交渉権者の決定）

８．標準仕様等

施設の設計施工にあたっては、次の事項を遵守し、本市、関係各署の指示に従い、近隣住民の意見や要望に対して誠実に対応していただくことを要します。

また、前期計画において、原田、てしま、てらうちの３園は、増築+改修工事を想定していますが、業務限度額内であること、市が示すスケジュールに支障がない場合については、３園の全部建替え又は一部建替えを提案することも可とします。

（１）施設規模等の標準仕様

（ア）　前期計画で整備方針を増築＋改修としている3園の延べ面積は、原田こども園1,600㎡程度、てしまこども園1,400㎡程度、てらうちこども園1,300㎡程度とすること。ただし、建替えを提案する場合、保育室は現状の延べ面積程度とすること。

　また、前期計画で整備方針を改築（建替え）としている3園の延べ面積は、西丘こども園1,500㎡程度、東丘こども園1,300㎡程度、とねやまこども園1,300㎡程度とすること。

（イ）　防犯性（視認性、鍵、照明等）に配慮した施設にすること。

（ウ）　省エネルギーに配慮した施設にすること。

（エ）　引渡し日を厳守する工期で工事できる内容とすること。 こども園を運営しながらの工事であれば、建替えや改修、ローテーション回数等の工事方法に制限はかけません。また、仮設園舎を用いた工事方法も可能とします。

（オ）　周囲の環境を考慮し、騒音・土埃・日照・プライバシー・臭気等に配慮した工事内容とすること。

（カ）　現状の園庭敷地を可能な限り確保し、園庭敷地について余裕を持った状態で、乳幼児がまとまって活動ができる屋外遊戯場（園庭）を設けること。

現状は、西丘こども園1,438㎡、原田こども園1,000㎡、東丘こども園889㎡、

てしまこども園1,080㎡、てらうちこども園1,000㎡、とねやまこども園950㎡である。

（キ）　保護者が送迎用に使用するベビーカー置き場を設けること。

（ク）　建物自体の断熱対策を行うこと。

（ケ）　園庭に組立式プールの設置場所を想定し、近くに給排水設備、給湯設備及び温水シャワー等を設けること。

（コ）　歳児ごとの保育の受入れ人数の変更に対応できるよう、柔軟な保育スペースの変更ができる施設とすること。

（サ）　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所（避難経路を含む。）に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けること。

（２）各室の標準仕様

要求水準書別紙２「各室の標準仕様」参照

（３）その他配慮・留意事項

（ア）　住宅街の中に立地するため、近隣に十分配慮した設計施工とすること。また、本市とともに近隣住民に対して十分な説明を行い、意見や要望に対して誠実に対応すること。

（イ）　建物の外観は、周辺の住宅地の景観と調和したものであること。

（ウ）　建物の窓や扉の設置場所・材質、排気口や換気扇、空調設備の設置場所等について、近隣住民への影響が可能な限り少なくなるよう配慮すること。

（エ）　騒音・土埃等の抑制に配慮した園庭とすること。

（オ）　工事中は、計画地が住宅街にあることに鑑み、騒音、土埃等の抑制に最大限の配慮を行うこと。また、土、日、祝日には、騒音、土埃等が発生する可能性のある工事を行わないこと。

　また、既設のこども園を運営しながらの工事となるため、子どもの安全の確保を図るとともに、朝夕の登降園時間帯（例：8:00～9:30、17:00～18:00）や午後の睡眠時間帯（12:00～15:00）の工事を避けるなど、保育内容に大きな影響をおよぼさないよう、できる限りの配慮を行うこと。工事と朝夕の登園時間帯が重なる場合は、子ども及び保護者の動線を明確にして安全を確保すること。

（カ）　設計施工にあたり、要求水準書に掲げる法令等を遵守するほか、消防関係法令等関係する法令等の定めるところに適合すること。また、採光、換気等乳幼児の保健衛生、危険防止に十分配慮した設計とすること。なお、各法令等に改正があった場合は、最新のものを遵守すること。

（キ）　施設に使用する建材、建具等については、乳幼児等の健康及び安全に十分に配慮し、シックハウスの原因となる化学物質（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン等）を発散しないものを選

定するよう努め、引渡し前に厚生労働省が示す基準値以下であることを示すこと。

（ク）　設計施工の内容については、図面・工事内容を含め、本市と協議の上で変更する場合があるので留意すること。

（ケ）保育の充実を図るため、就業環境に配慮した計画とすること。

９．提案課題

本プロポーザルの提案課題は次の６項目とし、課題に対する考え方を提案してください。提案書類の作成にあたっては、提案書類作成要領により作成してください。また、提案にあたっては、「８．標準仕様等」の内容に留意してください。

≪提案課題≫

（１）運営しながらの工事における施設全体の工事仮設について

ア　工区分け及び工事区画の方法について、具体的な提案を記載すること。

イ　工事工程について、どのような方策があると考えているか記載すること。

ウ　工事動線について具体的な提案を記載すること。

エ　使用エリアの安全計画をどのように考えるか、具体的な提案を記載すること。

オ　工事騒音や粉塵防止について具体的な提案を記載すること。

カ　工事に必要となる仮設について、具体的な提案を記載すること。

キ　新園舎仮使用時の計画について、具体的な提案を記載すること。

（２）施設運営を継続するためのこども園の仮設計画について

ア　運営しながら工事において、想定されるこども園の仮設計画のレイアウトについて記載すること。

イ　仮設のこども園に必要な設備について、具体的かつ簡潔に記載すること。

ウ　使用エリアについて、工事期間中においても運転すべき、電気設備、空調設備及び給排水設備について具体的に記載すること。

エ　許可等が必要な場合は、事業者にて必要な許可を受理し、市に報告すること。

（３）改修項目について

豊中市立西丘こども園外５園建替え等工事設計施工一括発注業務方針や築年数を考慮し、設備面の改修をどの程度行うべきと考えているか具体的かつ簡潔に記載すること。

（４）環境負荷軽減について

ア　再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の促進など、環境負荷軽減についてどのような方策があると考えるか記載すること。

イ　導入を考えている設備を選択した理由についても、簡潔に記載すること。

（５）バリアフリーについて

こども園のバリアフリー対応として具体的な提案を記載すること。また、その理由も簡潔に記載すること。

（6）ライフサイクルコストの縮減について

ア　建替え等工事費や工事後のランニングコスト等を縮減するために、どのような方策があると考えているか記載すること。

イ　ライフサイクルコストで何が一番重要と考えているか記載すること。

１０．現地見学会

現地の見学を希望する場合は、事務局が立会いますので、第１次審査結果の通知後、電話にて連絡し、日時の調整を行ってください。なお、当日は質疑の受付は行いませんので、質疑がある場合は、「１１．質疑及び回答」の方法で質疑をしてください。

１１．質疑及び回答

（1）質疑の資格

応募希望者とします。

（2）質疑の方法等

「質問書（様式第９号）」に質問の要旨を簡潔に記入の上、電子メールにて次の質疑受付先に送付してください。提出後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。

（ア）質疑受付期間

第１次審査：令和３年6月２５日（金）午後１時まで

第２次審査：令和３年９月　３日（金）午後１時まで

（イ）質疑受付先

豊中市財務部施設課

電話：06-6858-2407

E-mail：shisetsu-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

（3）回答

質疑に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、第1次審査に関する回答を令和３年7月２日（金）、第２次審査に関する回答を令和３年９月２９日（水）に事務局のホームページに掲載します。なお、質疑の回答は、本募集要項と同様の効力を有するものとします。

１２．応募書類の提出

応募書類作成要領に基づき、ご提出願います。

（１）提出書類

応募書類作成要領にならってください。

・共同企業体結成届の提出願います。

・添付書類について、次の(A)（B）(C)を添付書類として提出してください。設計業務・工事監理業務を行う者は(A)、施工業務を行う者は(B)（C)を添付書類として提出してください。

(A）建築士事務所登録通知書の写し又は建築士事務所登録証明書の写し

(B）建設業許可通知書の写し

(C）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

・下請業者が分かる組織図若しくは体系図または、それに準ずる書類を提出してください。

（２）提出方法

提出期間内に事務局に持参し、提出してください（郵送は不可）。

（３）提出期限

令和３年7月１６日（金）まで。受付期間は月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時まで（祝日を除く）。

（４）提出部数

正本1部、副本１０部（副本は正本の写しとしてください。）

（５）第１次審査の結果通知

第１次審査については、その結果を令和３年８月１２日（木）に発送します。

（６）応募書類の虚偽

応募書類に虚偽の記載が認められた場合、その応募書類は無効とします。

１３．技術提案書の提出

提案書類作成要領に基づき、提出してください。

（１）提出書類

提案書類作成要領にならってください。

提案に関する図書は任意書式とします。

（平面図、立面図、配置図、断面図、こども園内の各室から公道までの避難経路を記載した平面図、工程表）

応募の際は、共同企業体協定書を提出願います。【任意書式】

（２）提出方法

提出期間内に事務局に持参により提出してください（郵送は不可）。

（３）提出期限

令和３年１０月２２日（金）まで。受付期間は月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時まで（祝日を除く）。

（４）提出部数

正本１部、副本１０部（副本は正本の写しとしてください。）

（５）提出上の注意点

（ア）提案にあたっては、「８．標準仕様等」の内容に留意し作成してください。

（イ）（１）提出書類の提案に関する図書【任意書式】、技術提案書【任意書式】には応募者を推測させる氏名・住所・名称・ロゴ等の情報を記載しないでください。

（ウ）書類提出後の内容の変更又は追加は、原則として認めません。ただし、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めます。

（エ）技術提案書及び添付書類は原則すべてＡ４用紙にて作成してください（判別が困難なようであれば、Ａ３判（Ａ４サイズにＺ折綴込み）とする。）。それぞれ項目ごとに中表紙を入れ、中表紙にインデックスを付けたうえで、フラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙に件名及び事業者名を記入し、提出してください。

（オ）価格提案書は、内訳書と重ね合わせて左側をホチキスで２箇所止めし、封筒に入れ、表面に「入札書及び業務名」を、裏面に「申込者名」を記入し、封緘してください。

（カ）提出された技術提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本市は、業務予定者の公表等必要な場合には、応募書類及び審査書類等の内容を無償で使用できるものとします。なお、選定に至らなかった応募者の技術提案書等については、優先交渉権者の決定後、当該書類を提出した応募者に確認のうえ、本市で廃棄、又は応募者へ返却するものとします。

（キ）本募集に係る提案の準備に要した費用及び実際の提案に要した費用は、応募者の負担とします。

（ク）応募に関する提出書類、調整等における言語は日本語、単位はメートル法、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用します。

（６）その他

（ア）提出書類等について、豊中市情報公開条例に基づき公開することがあります。

（イ）応募者から提出された書類について、事業者の選定以外に無断で使用することはありません。

１４．審査及び選定について

（１）第１次審査（書類審査）

提出された書類を豊中市立西丘こども園外５園建替え等工事設計施工一括発注業務公募型プロポーザル審査基準に基づき審査し、第２次審査への応募を求める者を選定します。

（２）第２次審査（技術提案書のプレゼンテーション・ヒアリング）

第１次審査で選定された者に対して、提案内容の説明、及び提出書類の内容等に関する質疑応答を行う場として、令和３年１１月中旬に実施します。１者につき約40分（説明20分・質疑20分）とし、５名までの出席を求めて実施します。プレゼンテーション・ヒアリングにより求める内容は、技術提案書等についての説明及び審査委員からの質疑とします。なお、開始時間は、第１次審査通過者に別途通知します。

（３）選定方法

第１次審査で選定した者に対して、第２次審査を実施し、審査の内容により、優先交渉権者１者、次点交渉権者１者を選定します。

（４）選定結果の通知

審査後、応募者へ通知します。

なお、審査に対する一切の異議の申立ては認めません。

１５．評価基準

（１）事業者選定

豊中市公民連携手法による公共施設整備等事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が審査を行い、評価が最も高い応募者から優先交渉権者、次点交渉権者を選定します。本市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（２）評価項目及び配分点

第１次審査

提出された書類の内容と下記評価項目を踏まえ、第２次審査への応募を求める者を選定します。

評価項目	配点
事業者の規模・資格・業務実績	14
担当者（業務責任者、現場代理人・監理技術者、設計管理技術者、工事監理管理技術者）の資格・経験年数・業務実績	20
実施体制及び全体スケジュール	16
第１次審査　小計	50

第２次審査

評価項目	配点
技術提案書及びヒアリングによる評価 （建築設計等、工事監理等、プレゼンテーション）	125
見積価格	25
第２次審査　小計	150

※評価項目については別紙審査基準参照

合計

評価項目	配点
合計	200

（３）評価方法

・優先交渉権者及び次点交渉権者は、第１次審査の評価点数と、第２次審査の評価点数の合計点数（200点満点）により選定します。

・第２次審査の技術提案書及びヒアリングによる評価については、各評価項目とヒアリングを踏まえた評価により得た当該評価項目を含めて審査を行います。

・第２次審査の技術提案書の評価点については、選定委員会の各委員の評価点の平均点を提案書提出者の評価点とします。

・審査基準に関する詳細は選定委員会において定めます。

・前期計画で整備方針を増築＋改修としている園舎の提案内容が全面建替の場合は、１つの敷地毎に5点を加点することとします。

１６．失格事項

提出された提案書等が、次に掲げる条項の一つに該当する場合は失格となることがあります。

（１）提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

（２）本募集要項に示された提出書類作成の注意点等の条件に適合しないもの。

（３）提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（４）提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

（５）虚偽の内容が記載されているもの。

（６）本募集要項に定める手続き以外の手法により、不正にプロポーザル又は選定に係る情報を得ようとし、また得た場合。

１７．契約に関する事項

（１）契約に関する協議

優先交渉権者と技術提案書及びヒアリング内容に基づき、契約に関する協議を行います。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行います。

（２）契約の締結

本業務は豊中市議会の承認が必要であるため、優先交渉権者と仮契約を締結、令和３年１２月議会での承認後契約締結に至るものとします。

（３）契約保証金

契約の締結までに、契約金額の100分の10以上の保証を付すものとします。

１８．その他

（１）　本募集要項に記載の基準等について、国並びに大阪府及び本市の基準等が変更となった場合等には、本募集要項に記載の内容を変更する場合があります。

（２）　本業務の実施にあたっては、技術提案書に記載された管理技術者（設計）及び監理技術者は特別な理由があると認められる場合を除き変更できません。

（３）　現地見学会以外で無断に敷地内へは立ち入らないでください。また、個別に現地確認を行う場合は、近隣等へ迷惑（車の駐停車等）がかからないよう十分配慮をしてください。

（４）　事務局は、優先交渉権者選定後、選定された事業者の提出案に拘束を受けないものとします。

（５）　優先交渉権者は、本業務に関わる各種説明会、会議への参加協力及びこれに使用する資料・図面の作成等の業務を行います。